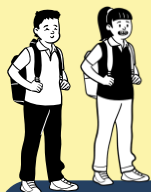


参加者募集！

夏休みの自由研究に！



佐賀県遺産親子バスツアー



親子で楽しく学ぼう！ 佐賀県遺産を巡る特別ツアーを開催！



令和8年8月22日(土)

13:00 県庁出発 ▶▶▶ 旧美野分教場 (特別公開施設) ▶▶▶ 志田焼の里博物館 ★焼き物体験
▶▶▶ 村岡総本舗小城本店・村岡総本舗羊羹資料館 ▶▶▶ 17:30 県庁到着(予定)

佐賀県遺産の情報は
こちらから！



佐賀県遺産とは・・・

22世紀に残したい県内の美しい景観や地域を象徴する建造物を認定しています

(佐賀県遺産HP)



旧美野分教場 【嬉野市塩田町】
(きゅうみのぶんきょうじょう)

普段は中に入ることができない、
約100年前に建てられた小学校へ
タイムスリップした気分で行ってみよう！



志田焼の里博物館 【嬉野市塩田町】
(しだやきのさとはいくぶつかん)

大正から昭和にかけて志田焼を生産した
工場を見て・学んで・体験できます。
親子で楽しめる「焼き物づくり体験」で
夏休みの思い出を形に残そう！



村岡総本舗小城本店・村岡総本舗羊羹資料館 【小城市小城市町】
(むらおかそうほんぽおぎほんてん・むらおかそうほんぽようかんしりょうかん)

昭和初期に建てられたレンガづくりの蔵を
改装した資料館で、おいしい小城ようかん
作りの歴史を楽しく学んでみよう！

お一人様

1,500円 (大人・子ども同額)(焼き物体験料込み)

募集期間

令和8年7月18日(土)～令和8年8月13日(木)まで

定員

30名程度(先着) ※保護者1名につき子ども2名まで参加可能

対象者

子ども(小学3年生～6年生)及び保護者

お申し込みは
こちらから！



二次元コードよりお申し込みください。
電話での受付は行いませんので、ご了承ください。

問い合わせ先

株式会社JTB 佐賀支店「22世紀に残す佐賀県遺産バスツアー」係
〒840-0825 佐賀県佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル1階
観光庁長官登録旅行業第64号 総合旅行業務取扱管理者 山口 貴大
電話:0952-23-7180
メール:saga_event@jtb.com
営業時間 平日9:30～17:30(土曜・日曜・祝日は定休日)

参加者には催行日の約1週間前ごろまでに乗車場所ご案内をメールにてお知らせします。
※個人情報については、保険手続き・ツアー連絡以外には使用いたしません。
※佐賀県まちづくり課が実施するモニターツアーとなっております。参加者の皆様には
ツアー終了後アンケートにご協力頂きます。

【添乗員】同行いたします。 【最少催行人員】20名

【旅行代金に含まれるもの】貸切バス代(肥前観光バス)、入場料、体験料、ガイド・添乗員費用、保険代
※出来上がった作品をご自宅等へ郵送する場合の料金は自己負担となります。



今回のツアーの訪問先をご紹介します

旧美野分教場

美野地区住民の希望で昭和3年(1928年)に建てられた五町田尋常高等小学校の分教場。美野の国有林を払い下げて用材を確保し、地区の大工31名が建築した。鬼瓦には旧村の「五町(丁)田」が残る。大銀杏や学校山、熊野権現神社など、校舎を囲む自然いっぱいの環境も特色である。



志田焼の里博物館

庶民向けの陶磁器生産地だった志田で、陶土製造から焼成まで大規模に行っていた志田陶磁器株式会社の工場跡。大正3(1914)年から昭和59(1984)年まで稼働していた工場群が、そのままの状態で保存されているため、まるで職人たちがいるような感覚に。

ツアー当日は、自分だけの作品作りに挑戦できる陶芸体験を行います。

※ろくろを使わず、手で伸ばしたり形を整えたりしながらの作品づくりとなります。

※作品の完成は1か月半～2か月後となります。

村岡総本舗小城本店・村岡総本舗羊羹資料館

砂糖文化を広めた長崎街道はシュガーロードとも呼ばれ、小城では羊羹が名産となった。戦時中、保存食に最適だった羊羹の需要拡大を受けて昭和16(1941)年に建てられた砂糖蔵は、現在、羊羹資料館になっている。

木造寄棟屋根の和風建築、正面は煉瓦とタイル張り洋風の意匠。高砂式にして、防火・防湿に優れた造りにしている。



旅行条件書 (要約)

お申し込みの際には、必ず旅行条件書全文をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上、お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTB佐賀支店(佐賀県佐賀市中央本町1-10ニュー寺元ビル 観光庁長官登録旅行業第64号。以下「当社」という。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行代金のお支払い及び契約成立時期

- (1) WEB上の申込みフォームより必要事項をご入力の上、お申込みをお願いいたします。
募集期間終了後、弊社より予約の承諾および、ご旅行代金を請求させていただきます。
お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。
- (2) 当社が予約を承諾の旨通知した翌日から起算して7日以内に申込金の支払をしていただきます。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、ご旅行代金を受領したときに成立するものとします。
- (4) ご旅行代金(おひとり) 1,500円

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除日	取消料 (おひとり様)
10日目に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
7日目に当たる日以降2日前に当たる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%
旅行開始後	旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

* 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料金) * 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金 * 添乗員同行コースの同行費用。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。 * 日帰り保険代

●旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。
* 昼食時の飲み物代 * その他個人的な費用

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。 死亡補償金：2,500万円、入院見舞金：4～40万円、通院見舞金：2～10万円、携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」と(以下「通信契約」といいます。))を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行者により異なります。)

- (1) 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき)とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通じて頂きます。
- (2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。(但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・ガイド、または、最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

●個人情報の取扱について

- (1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目を自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。取得した個人情報は以下に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (2) 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び第5項(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあつぱサービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報保護を預託いたします。
- (5) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示、訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、「株式会社ジェイティーピーホームページ(<http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/>)」をご参照ください。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2026年6月30日を基準としています。又、旅行代金は2025年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

●その他

- ・旅行条件、旅程、料金は2026年6月30日を基準としておりますので、交通機関などの運賃改定ならびにその他事由により変更される場合があります。
- ・確定日程表を含めた最終案内につきましては、ご出発の約1週間までに交付します。なお、交付前であっても、お問い合わせいただければ、手配状況についてご説明いたします。